平成２３年（フ）第１５１号
相模原市南区御園１丁目９番１号　ハウスＹ・Ｙ201
債務者　志村　禎子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５５号
相模原市中央区中央４丁目９番18号　平本コーポ101
債務者　西邨有紀子（旧姓大熊）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５６号
相模原市南区南台５丁目６番20号　コーポ富士102
債務者　西田　義行
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５９号
相模原市中央区相模原８丁目１番８号　パストラル坂本302号
債務者　簑島　一美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１６０号
相模原市南区相模大野５丁目27番24号　マノアール相模大野301
債務者　赤井　秀和
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７２号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目11番３号　本町フラット102
債務者　植村　　簡
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２０４号
静岡県熱海市昭和町24番17号　米倉マンション505
債務者　松島　範子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
京都市南区西九条寺ノ前町３番地
債務者　田中　　登
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　１棟201号
債務者　北尾　和也
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
京都市西京区嵐山茶尻町34番地16　大村勝方
債務者　大村　　孝
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９４号
京都市右京区西京極末広町６番地　ルミエール西京極509号
債務者　木村　浩子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５３６号
京都市右京区梅津開キ町26番地46
債務者　杉村　孝平
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５６１号
京都市左京区田中古川町26番地４
債務者　竹山　淑美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
京都市右京区西院西高田町19番地ハイツ冨士101号
債務者　金海正次こと　金　　徳孝
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５８７号
京都市右京区西院西高田町19番地ハイツ冨士101号
債務者　金海八重子こと　安　　商順
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６０３号
京都市右京区西京極東町２番地１西京極団地10棟404号室
債務者　古澤　和義
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６０５号
京都市左京区北白川伊織町18番地　ホワイトキャンパス106号
債務者　松田こと　趙　美佐子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係